

滋防危第775号
平成28年(2016年)5月10日

避難計画を案ずる関西連絡会様

滋賀県知事 三日月 大造

質問・要望書について（回答）

2016年4月7日付け「原発事故時の避難計画と老朽原発に関する質問・要望書」により要望されたことについて、下記のとおり回答します。

記

【要望事項1】

福井県が新たに追加した避難代替ルート（国道161号）は高島市民の避難ルートと重なるため、福井県民も高島市民も安全で迅速な避難の保障がありません。代替ルートは撤回を求め、再検討してください。

- 高浜原発事故の場合、福島と同等の事故（シビアアクシデント）が起きた場合でも、本県住民にはまずは屋内退避が求められ、即時避難は不要であることから、福井県民と滋賀県民の避難が重なることにより混乱が生じることが無いよう、県民に正しく情報提供していきます。
- なお、原子力災害が発生した際、直ちに実施する緊急時モニタリングの結果、避難が必要となるときは、広域避難計画に基づき、具体的な避難ルートについて、その時点の交通渋滞、道路損傷等様々な状況を判断し、適切な避難指示を出すこととなります。

【要望事項2】

SPEEDIの活用等について、自治体任せではなく、国が責任を持つように国に申し入れてください。

- 国の原子力災害対策指針では、避難の判断についてはモニタリングの実測値に基づき、国が避難対象地域のほか、避難経路や避難先を含めて指示を出すものとなっていますが、このたび、原子力関係閣僚会議は、新たに、自治体が拡散計算の結果を用いて、避難経路や避難先を自治体の責任で決めることが妨げないとの方針を示しました。
- 一方で、原子力規制委員会は、拡散予測に信頼性がないことから住民避難に活用するのは弊害が多いとしており、国の中でも避難指示について責任を負うべき者や拡散予測の信頼性について見解が異なっています。
- 国には、前面に立って防災対策を講じる責任をしっかりと果たしていただきたいと考えております。

【要望事項3】

老朽原発高浜1・2号、美浜3号の再稼働に反対し、廃炉にするよう表明してください。

- 福島第一原発事故を経験し、県民の原子力発電所に対する不安感は大きい状況にありますが、老朽化した発電所へは更なる不安を感じざるを得ません。
- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められた運転期間である40年を超えて運転延長することについては、慎重な判断が必要です。
- 国および関西電力は県民になお根強く残る不安感を重く受けとめ、その解消に向け、万全の安全対策に誠意と責任をもって不斷に取り組むべきと考えており、これからも訴え続けてまいります。

担当

総合政策部防災危機管理局

原子力防災室

副主幹 奈須野 哲

電話 077-528-3445